

# 京都市職員の再就職等に関する規制 (概要版)

## <規制①> 再就職者による働きかけの規制

### ●再就職者に対する規制●

- ・ 退職して営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間に在職していた組織の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、働きかけを行うことが禁止されます。
- ・ 働きかけの規制に違反した場合は、懲役刑，罰金刑，過料のいずれかが科せられます。
- ・ 在職していたポストや職務内容により、規制される働きかけの範囲は異なります。

規制される主体	規制される働きかけの対象となる職務	規制期間
全ての退職者	離職前5年間の職務に属する契約又は処分	離職後2年間
課長級以上退職者	上記に加え、離職前5年間より前に局長級，部長級及び課長級に就いていた時の職務に属する契約又は処分	離職後2年間
	再就職先の営利企業又はその子法人に対する、自らが決定した契約又は処分	期間の定めなし

### ●現職員に対する規制●

- ・ これらに違反する働きかけを受けた職員は、遅滞なく人事委員会に届け出なければなりません。
- ・ 届出義務に違反して届出を行わなかった場合や、元職員からの働きかけに応じて不正な行為等を行った場合は、懲戒処分や刑罰等の対象となります。

## <規制②> 再就職情報の届出及び罰則

- ・ 管理又は監督の地位にある職員（主に課長級以上の職員。詳細は各任命権者の窓口へお問い合わせください。）が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合には、速やかに、離職時の任命権者に届け出なければなりません。
- ・ 変更があった場合にも、速やかに届け出る必要があります。
- ・ 届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合は、10万円以下の過料に処せられます。

## <規制③> 再就職状況の公表

- ・ 届出のあった再就職の状況は、1年に1回、市長が公表します。
- ・ 公表は、前年の10月からその年の9月までに届出のあった項目について、その年の10月までに行います。